平成13年4月1日訓練所規程第6号

最終改正 平成27年3月5日訓練所規程第7号

(趣旨)

**第1条** 独立行政法人航海訓練所の役員に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

**第2条** 常勤役員の報酬は、俸給、特別地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当 とし、非常勤役員の報酬は、非常勤役員手当とする。

(報酬の支払)

- **第3条** 役員の報酬は、その金額を通貨で直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき、その役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬のうちから、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 役員から申出があったときは、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込みの 方法によって支払うことができる。

(俸給)

- **第4条** 常勤役員の俸給は月額とし、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - 一 理事長 964,000円
  - 二 理事 760,000円
  - 三 監事 672,000円

(特別地域手当)

- 第5条 特別地域手当の月額は、職員給与規程(昭和13年4月1日訓練所規程第3号以下「職員給与規程」という。)第18条の規定に準じて常勤役員に対して支給する。
- 2 特別地域手当の月額は、俸給に100分の13を乗じて得た額とする。
- 3 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員 (独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の 職員を除く。)をいう。以下同じ。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請により退職をし、 かつ、引き続き常勤役員となった場合には、職員給与規程第18条第4項の規定を準用する。 (通勤手当)

(地劃1コ)

- 第6条 通勤手当は、職員給与規程第20条第1項各号に規定する通勤手当の支給要件に該当する常 勤役員に支給する。
- 2 通勤手当の額は、職員給与規程第20条第2項及び第3項に規定する額とする。

- 3 国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請により退職をし、かつ、引き続き常勤役員となった場合で、常勤役員となった日の直前の住居から通勤のために新幹線鉄道等を利用していることが、通勤事情の改善に相当程度資するものと認めた常勤役員は、その利用に係る特別料金等については、職員給与規程第20条第4項の規定を準用する。
- 4 前三項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給等に 関し必要な事項は、職員給与規程を準用する。

(単身赴任手当)

- 第7条 単身赴任手当は、職員給与規程第21条の規定に準じて常勤役員に対して支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給 に関し必要な事項は、職員給与規程を準用する。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当は月額とし、次に掲げる非常勤役員区分に従い支給する。

監事 245,000円

(俸給等及び単身赴任手当並びに通勤手当の支給日)

- 第9条 常勤役員の俸給及び特別地域手当並びに非常勤役員手当(以下「俸給等」という。)及び単身赴任手当の支給日は、毎月16日とし、その月の初日から末日までの期間の月の月額を支給する。 ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。
  - 一 16日が日曜日に当たるとき 17日(17日が休日に当たるときは、18日)
  - 二 16日が土曜日に当たるとき 15日
  - 三 16日が休日に当たるとき 17日
- 2 通勤手当の支給日は、職員給与規程第35条第3項に規定する支給単位期間等に係る最初の月の 前項各号の支給定日とする。

(新任の月の俸給等支給額)

第10条 新任の役員には、その日から俸給等を支給する。

(退任の月の俸給等支給額)

**第11条** 役員が退任した場合には、その日までの俸給等を支給する。ただし、任期満了によって離職した場合、又は死亡した場合には、その月分の俸給等を支給する。

(俸給等の日割計算)

第12条 前二条の規定により俸給等を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給する とき以外の場合の俸給等の額は、その月の日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基 礎として、日割によって計算する。

(期末手当及び勤勉手当)

- 第13条 期末手当及び勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に それぞれ在職する常勤役員に対して支給する。この場合、基準日前1箇月以内に退職(任命権者又 はその委任を受けた者の要請により常勤役員を退職し、かつ、引き続き国家公務員となった者を除 く。)し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤役員にあっては退職し、又

は死亡した日現在)において、当該常勤役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給 月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じ て得た額の合計額(以下この条において「基礎額」という。)に、6月に支給する場合においては1 00分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額に基準日 前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額 とする。

在職期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

3 勤勉手当の額は、基礎額に、当該常勤役員の勤務実績及び国土交通大臣が行う業績評価の結果を 勘案し、別に定める割合を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間 の区分に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する 勤勉手当の額の総額は、常勤役員の基礎額の合計額に100分の85を乗じて得た額を超えてはな らない。

在職期間	割合
6 箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5 箇月以上5 箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

4 国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請により退職をし、かつ、引き続き常勤役員になった場合に、基準日前6箇月における国家公務員の在職期間を、前項に規定する常勤役員としての在職期間に通算する。ただし、在職した期間の算定にあたって除算する期間は、職員給与規程第36条第4項で定められている期間とする。

- 5 期末手当及び勤勉手当の支給日は、6月30日及び12月10日(その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときは、その前日)とする。
- 6 前各項までに規定するもののほか、期末手当及び勤勉手当の一時差止処分その他期末手当及び勤 勉手当の支給に必要な事項は職員給与規程を準用する。

(端数の処理)

第14条 報酬の支給額に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(実施に関し必要な事項)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**(平成14年11月27日訓練所規程第6号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第8条、第12条及び附則第3条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(平成14年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 第2条 平成14年12月に支給する特別手当の額は、改正後の第12条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される特別手当の額(以下「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
  - 一 平成14年12月1日(特別手当について改正後の第12条第1項後段の規定の適用を受ける 役員にあっては、退職又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続い て在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外 の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間 における任用の事情を考慮して別に定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。
    - )について支給される報酬のうち俸給及び調整手当(次号において「俸給等」という。)の額の 合計額
  - 二 継続在職期間について改正後の規定による俸給月額により算定した場合の俸給等の額の合計額 (平成15年6月に支給する特別手当に関する経過措置)
- 第3条 平成15年6月に支給する特別手当の第12条第2項の規定の適用については、同項の表中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」と、「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則 (平成15年9月2日訓練所規程第6号)

この規程は、平成15年9月2日から施行する。

**附 則**(平成15年10月28日訓練所規程第7号)

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成15年11月1日から施行する。 (平成15年12月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 第2条 平成15年12月に支給する特別手当の額は、第12条の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(別に定める常勤役員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
  - 一 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者(同年4月1日に在職していた常勤役員で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)にあっては、新たに常勤役員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日))において常勤役員が受けるべき俸給、調整手当、通勤手当、単身赴任手当(一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の別に定める期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - 二 平成15年6月に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額
- 第3条 平成15年4月1日から同年12月1日までの間において別に定める者であった者から引き続き新たに常勤役員となった者で任用の事情を考慮して別に定めるものに関する前条の規定の適用については、同条中「次に掲げる額」とあるのは「別に定める者との権衡を考慮して別に定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該別に定める額の合計額」とする。

附 則 (平成16年4月1日訓練所規程第1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月30日訓練所規程第18号)

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成17年12月1日から施行する。 (平成17年12月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 第2条 平成17年12月に支給する特別手当の額は、第12条の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(別に定める常勤役員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
  - 一 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者(同年4月1日に在職していた常勤役員で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)にあっては、新たに常勤役員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日))において常勤役員が受けるべき俸給、調整手当、及び単身赴任手当(一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて

得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の別に定める期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- 二 平成17年6月に支給された特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額
- 第3条 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において別に定める者であった者から引き続き新たに常勤役員となった者で任用の事情を考慮して別に定めるものに関する前条の規定の適用については、同条中「次に掲げる額」とあるのは「別に定める者との権衡を考慮して別に定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該別に定める額の合計額」とする。

附 則(平成18年3月31日訓練所規程第26号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(俸給の切り替えに伴う経過措置)

**第2条** 施行日の前日から引き続き同一の役員として就任している者で、その者の受ける俸給が同日 において受けていた俸給に達しないこととなる役員には、俸給のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

(特別地域手当の支給割合の経過措置)

**第3条** 平成19年3月31日までの間における改正後の第5条第2項の規定の適用については、同項「100分の12」とあるのは「100分の11」とする。

附 則(平成21年5月29日訓練所規程第1号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

**第2条** 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第13条第2項及び第3項の規定 の適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同条第3 項中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則 (平成21年11月30日訓練所規程第5号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(期末手当の支給割合の経過措置)

**第2条** 平成22年3月31日までの間における第13条第2項及び第3項の適用については、第13条第2項中「100分の85」とあるのは「100分の80」と、同条第3項中「100分の80」とあるのは「100分の85」する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第3条 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第13条第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の

合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が 基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者(同年4月1日に在職していた役員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)にあっては、新たに役員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日))において役員が受けるべき俸給、特別地域手当及び単身赴任手当(職員給与規程第21条第3項に規定する別に定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- 二 平成21年6月1日において役員であった者(別に定める者を除く。)に同月に支給された期 末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則 (平成22年11月30日訓練所規程第7号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当の支給割合の経過措置)

**第2条** 平成23年3月31日までの間における第13条第2項及び第3項の適用については、「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 第3条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第13条第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - 一 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者(同年4月1日に在職していた役員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)にあっては、新たに役員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日))において役員が受けるべき俸給、特別地域手当及び単身赴任手当(職員給与規程第21条第3項に規定する別に定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - 二 平成22年6月1日において役員であった者(別に定める者を除く。)に同月に支給された期 末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則 (平成24年3月23日訓練所規程第6号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(役員報酬規程の特例)

- 第2条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第4条及び第8条に掲げる俸給及び非常勤役員手当(以下「俸給月額」という。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 2 特例期間においては、独立行政法人航海訓練所役員報酬規程に基づき支給される給与のうち次に掲 げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を 減ずる。
  - 一 特別地域手当 当該役員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た 額
  - 二 期末手当及び勤勉手当 当該役員が受けるべき期末手当及び勤勉手当の額に、100分の9.7 7を乗じて得た額

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 第3条 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第13条第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額から前条第2項第2号により算定される期末手当の額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - 一 平成23年4月1日(同月2日から平成24年4月1日までの間に新たに役員となった者にあっては新たに役員となった日)において役員が受けるべき俸給、特別地域手当及び単身赴任手当 (職員給与規程第21条第3項に規定する別に定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月(月の途中で採用された場合は、当該月の翌月とする。)から 平成24年3月までの月数を乗じて得た額
  - 二 平成23年6月1日において役員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において役員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額(端数計算)
- **第4条** この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、 当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
  - 附 則 (平成26年12月2日訓練所規程第2号)

この規程は、平成26年12月2日から施行し、改正後の独立行政法人航海訓練所役員報酬規程の 規定は、平成26年12月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月5日訓練所規程第7号)

(施行期日等)

**第1条** この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第2条 施行日の前日から引き続き同一の役員として就任している役員で、その者の受ける俸給月額 が同日において受けていた俸給に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、 俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

第3条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する役員報酬規程第13条第2項の規定の適用 については、給与規程第13条第2項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と役員報酬規程附則( 平成27年訓練所規程第7号)第2条の規定による俸給の額との合計額」とする。